

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 経済産業省 ）

制 度 名	車体課税の簡素化、グリーン化、負担軽減の検討		
税 目	自動車重量税		
要 望 の 内 容	<p>平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税）の抜本的な見直しの検討が規定されているところ。</p> <p>上記に基づき、車体課税については、自動車重量税・自動車取得税の時限的減免（エコカー減税）の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討する。</p>		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）附則第 149 条において、平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税）の抜本的な見直しの検討が規定されているところ。</p> <p>上記に基づき、車体課税については、自動車重量税・自動車取得税の時限的減免（エコカー減税）の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減その他車体課税を取り巻く状況の変化に適確に対応するための措置を検討し、その結果に応じて、所用の見直しを行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>附則第 149 条において、平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税）の抜本的な見直しの検討が規定されており、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討することが必要。</p>	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>百万円 （ 百万円）</p>

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>		